

●所得の種類と計算

主な所得の種類と、それぞれの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得	公債・社債・預貯金等の利子（源泉分離分を除く） 収入金額
2	配当所得	株式や出資の配当等 収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	地代・家賃・権利金等 収入金額－必要経費
4	事業所得	農業・漁業・製造業・医師等の事業から生じる所得 収入金額－必要経費
5	給与所得	給料・賃金・賞与等 8ページ①をご参照ください
6	退職所得	退職金・一時恩給等 8ページ②をご参照ください
7	山林所得	山林の伐採や譲渡による所得 収入金額－必要経費－特別控除額
8	譲渡所得	資産の譲渡による所得（土地建物等、株式の譲渡以外） 収入金額－資産の取得価格等の経費－特別控除額 （長期譲渡所得の場合 1/2 が課税対象）
9	一時所得	生命保険の満期返戻金・競馬の払戻金・クイズの賞金等 収入金額－必要経費－特別控除額 ＝一時所得金額（1/2 が課税対象）
10	雑所得	原稿料等、他の所得にあてはまらない所得や公的年金等 次の①と②の合計額 ① 公的年金は、9ページ③をご参照ください。 （収入金額－公的年金控除額） ② 上記①を除く雑所得 （収入金額－必要経費）

※この他、短期譲渡所得・長期譲渡所得・上場株式等に係る配当所得・株式等に係る譲渡所得等・先物取引に係る雑所得等があります。

① 給与所得

給与所得については、必要経費に代わるものとして、給与所得金額に応じて算出した給与所得控除額を収入金額から差し引きます。

所得金額調整控除が適用となる方は、所得金額調整控除を給与所得金額から差し引きます（9ページをご参照ください）。

（源泉徴収票の支払金額が「収入金額」に該当します）

給与所得控除額の速算表		
	収入金額	給与所得控除額
1	161万9千円未満	55万円
2	161万9千円以上 180万円未満	収入金額×40%－10万円
3	180万円以上 360万円未満	収入金額×30%＋8万円
4	360万円以上 660万円未満	収入金額×20%＋44万円
5	660万円以上 850万円未満	収入金額×10%＋110万円
6	850万円以上	195万円

※給与収入に応じ「給与所得控除後の給与等の金額」が定められていますので、この速算表と一致しない場合があります。その他、特定支出控除もあります。

② 退職所得

原則として、他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に支払者が次の式によって税額を計算し、退職手当等から差し引いて、市民税と道民税をあわせて課税する市町村に納入することとされています。

$$\bullet \text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の額} - \text{退職所得控除額}_{\text{注2}}) \times 1/2_{\text{注1}}$$

$$\bullet \text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{税率(市6\%、道4\%)}$$

〔注1〕 法人役員等としての勤務年数が5年以下の人は1/2控除はありません。

〔注2〕 「退職所得控除額」は、退職した方の勤続年数に応じて次のように計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年超過	70万円 × (勤続年数－20年) + 800万円
20年以下	40万円 × 勤続年数

※勤続年数が2年以下の場合には、上記によらず、控除額は一律80万円とされます。

※障害者となったことが直接の原因で退職する場合には、上記により算出された金額に100万円が加算されます。

また、令和4年1月1日以後に支払われる役員等以外としての勤続年数が5年以下の者への退職手当について、(退職手当等の額－退職所得控除額)の額が300万円を超える場合は退職所得の金額を次のように計算します。

$$\bullet \text{退職所得の金額} = 150\text{万円} + \{\text{退職手当等の額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$$

③ 公的年金

公的年金等控除額は、受給者の年齢により次のようになります。

年金所得控除額の速算表		
受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金控除額
65歳未満 昭和32年1月2日 以降の生まれ	130万円未満	60万円
	130万円以上 410万円未満	年金収入×25% + 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×15% + 68万5千円
	770万円以上 1000万円未満	年金収入×5% + 145万5千円
	1000万円以上	195万5千円
65歳以上 昭和32年1月1日 以前の生まれ	330万円未満	110万円
	330万円以上 410万円未満	年金収入×25% + 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×15% + 68万5千円
	770万円以上 1000万円未満	年金収入×5% + 145万5千円
	1000万円以上	195万5千円

※年金所得以外の合計所得金額が1000万円を超える場合は、計算式が異なります。

所得金額調整控除

特定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得から控除するというものです。

以下の場合に適用となり、給与所得から控除を行います。

① 子ども・特別障害者等を有する者等

給与収入額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合

$$\text{「所得金額調整控除額」} = (\text{給与収入額} - 850\text{万円}) \times 0.1 \quad (\text{上限15万円})$$

② 給与所得と年金所得の双方を有する者

給与所得と年金雑所得がある場合で、給与・年金所得控除後の給与所得額と公的年金雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{「所得金額調整控除額」} = (\text{給与所得} + \text{公的年金雑所得}) - 10\text{万円}^{\ast}$$

※給与所得および公的年金雑所得の上限はそれぞれ10万円です